

提出書類チェックリスト【物品・役務】

【商号又は名称】

【担当者名・連絡先電話番号】

- 1 申請者確認欄に書類を提出する場合は○を、該当がない場合は×を記入してください。
- 2 書類番号順に並べ、クリップ留めで提出してください。(ホッチキス留め不可。 ファイル不要。)
- 3 各証明書類の発行日は、申請書提出日から起算して3ヶ月以内のものに限ります。
- 4 押印は、印刷、カラーコピー等不可
- 5 「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。

○(提出必要) △(該当する場合は必要)

書類番号	提出書類	法人	個人	申請者確認欄
1	提出書類チェックリスト【物品・役務】	○	○	
2	令和3・4年度入札(見積)参加資格審査申請書(指定様式) ※申請書は2枚(2-1,2-2)、申請書内委任状欄有	2-1	2-1	
		○	○	
		2-2	2-2	
		○	○	
3	物品納入実績調書(別紙1) ※物品で申請する場合は提出必要	△	△	
4	役務(業務委託)実績調書(別紙2) ※役務で申請する場合は提出必要	△	△	
5	申請業種に関し法令上必要とする営業資格等一覧表(別紙3)	△	△	
6	営業資格等証明書の写し	△	△	
7	印刷関係設備調査表(別紙4)	△	△	
8	誓約書(指定様式)	○	○	
9	印鑑証明書の写し	○	○	
10	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し(法人)	○		
11	代表者の身分証明書の写し(個人) ※本籍地の市町村役場で発行されたもの。免許証、保険証等不可		○	
12	新居浜市税納税証明書の写し※領収証書等の写し不可 (法人)◆会社名義の納税証明書 ※新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出必要 ◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要 (個人)◆代表者名義の納税証明書 ※代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出必要 ※非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出すること。ただし、法人新設1年未満の事業者については、新居浜市(市民税課)の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写しを提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者も、上記に該当する納税証明書を提出すること。	会社名義 △		
		代表者名義 △	代表者名義 △	
13	国税納税証明書の写し(未納がないことの証明) (法人) その3の3 (法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2 (申告所得税・消費税及び地方消費税) ※免税・新設事業者にかかわらず必ず提出すること。 ※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予対象者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」の写しを提出すること。	○	○	
14	代理店・特約店等証明書の写し	△	△	
15	申請書受領確認用はがき(受領確認が必要な場合のみ) ※返送先等を必ず記入すること。(提出要領に記載している「受領票はがき見本」のとおり)	△	△	